

# 利 用 上 の 注 意

平成11年商業統計表 二次加工統計編について

1. この「平成11年商業統計表 二次加工統計編」は、平成11年7月1日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、業態区分の定義により再集計した業態別統計編、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」(昭和48年法律第109号)に基づく大規模小売店舗に該当する大規模小売店舗内の小売事業所について再集計した大規模小売店舗統計編、立地環境特性区分の定義により再集計した立地環境特性別統計編の三部構成となっている。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年毎に実施し、その中間年(本調査の2年後)に簡易な調査を実施することとし、平成11年調査は第一回目の簡易調査であり、総務庁所管の「事業所・企業統計調査」との同時調査により実施した。

## 2. 統計表利用のための主な用語の説明

### (1) 商 店

一定の場所で主として個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所をいう。

主として個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を購入し、販売する事業所。

商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とするが、修理を専業としている事業所は、修理業(大分類 L-サービス業)である。この場合は、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはみなさない。

製造小売事業所(自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に小売するもの)

例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬局などは製造小売の事業所となる。

#### ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所(販売する事業所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。

「訪問販売」とは、セールスマンが消費者の家庭等を訪問し、商品の現物もしくは商品カタログなどを示して説明し、商品を販売するもので、販売者が営業所、代理店、その他一定期間にわたり商品を陳列し、それを販売する場所(常設の展示会場など)以外の場所で契約を締結して行う商品の販売方法をいう。

「通信・カタログ販売」とは、テレビ、ラジオ、インターネット、カタログ等を用いて消費者にPRを行い、販売業者が消費者から郵便などの通信手段(電話、ファクシミリ、郵便振替、銀行振込等)による販売申込み

を受け行う商品の販売方法をいう。

(2) 従業者

平成 11 年 7 月 1 日現在で、この事業所に所属している従業者をいう。商業統計調査でいう従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「会社及び団体の有給役員」、「常用雇用者（正社員・職員及びパート・アルバイト）」の計をいい、「他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請けとして別経営の事業所へ行っている人」を含んでいる。

なお、従業者に「臨時雇用者」、「派遣・下請従業者」を併せたものを就業者としている。

「有給役員」とは、法人、団体の役員で給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても事務職員や労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則により給与を受けている人は「常用雇用者」に含める。

「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている人。

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人。

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成 11 年の 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上雇用され、調査日現在も雇用（臨時及び日雇の者を含む）されている人。

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人をいう。

「派遣・下請従業者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て働いている人をいう。

(3) 単独店

他の場所に同一経営の本店や支店などを持たない事業所をいう。

(4) 本店

他の場所に同一経営の支店などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は支店とする。

(5) 支店

他の場所にある本店の統括を受けている事業所をいい、支社・支店の名称を持つ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を行っている事業所を含む。また、上位の事業所の統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支店とする。

(6) 本店、支店の関係

親会社と子会社は、それぞれ独立した企業であり、本店・支店の関係ではない。

「チェーン店」式の事業所は、その経営者が本部の経営者と異なれば「単独店」もしくは「本店」とする。

米穀小売業などの中小企業等協同組合法に基づく企業組合の場合は、その本部が「本店」、個々の組合員の事業所は「支店」となる。

## (7) 年間商品販売額

年間販売額とは、卸売販売額、小売販売額、飲食部門販売額の計をいう。平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

## (8) その他の収入額

平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

「製造業出荷額」とは、製造した商品を出荷した場合、その出荷額をいう。

「サービス業収入額」とは、クリーニング、DPE 取次手数料などのサービスの提供により得た収入額をいう。

## (9) 売場面積

平成 11 年 7 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（飲食部門（食堂・喫茶）、屋外展示場（植木、石材等）、事務室、倉庫等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具・畳・宗教用具小売業のうち建具小売業及び畳小売業に該当する事業所、ガソリンスタンド、新聞小売業、また、店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所は調査していない。

## (10) セルフサービス店

売場面積の 50% 以上についてセルフサービス方式を採用している商店をいう。

「セルフサービス方式」とは、以下の 3 つの条件を兼ね備えている場合をいう。

商品が無包装のまま、あるいはブリパッケージ（消費単位に合わせてあらかじめ包装する）され、値段が付けられていること。

買物カゴ、ショッピングカートなどが備え付けられており、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式を取っていること。

出口のチェックアウトカウンター（代金の精算場所）で、客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

## (11) 営業時間

原則、調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）をいい、1 時間未満の営業時間は切り捨てとする。なお、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

## 3. 統計表について

## 第一部 業態別統計編について

## ・業態区分の定義

業態区分の定義は、別表「業態分類表」のとおり。

## 第二部 大規模小売店舗統計編について

## ・大規模小売店舗の定義

大規模小売店舗とは、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上の建物をいう。

店舗面積が 3000 m<sup>2</sup>以上（都の特別区及び政令指定都市の区域内においては 6000 m<sup>2</sup>以上）の建物については 第一種大規模小売店舗、店舗面積が 500 m<sup>2</sup>を超え 3000 m<sup>2</sup>未満（都の特別区及び政令指定都市の区域内においては 500 m<sup>2</sup>を超え 6000 m<sup>2</sup>未満）の建物については第二種大規模小売店舗という。

なお、平成 11 年調査は簡易な調査であるため、第一種・二種の区分は行っていない。

### 第三部 立地環境特性格別統計編について

#### ・立地環境特性区分の定義

立地環境特性区分の定義は、以下のとおり。

なお、平成 9 年調査で行った商業集積地区の細分については、平成 11 年調査が簡易調査であるため行っていない。

立地環境特性の区分及び定義

特性番号及び区分	定 義
1 商業集積地区	都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、近隣商業地域及び商業地域であって、商店街を形成している地域をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して 30 店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル(駅ビル、寄合百貨店等)は、原則として一つの商業集積地区とする。
2 オフィス街地区	都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、近隣商業地域及び商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象とならない地域をいう。
3 住宅地区	都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
4 工業地区	都市計画法第 8 条に定める「用途地域」のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
5 その他地区	上記「1 商業集積地区」～「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

(注) 都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合(住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など)また、都市計画法で指定されていない地域、地区においても、その地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合もある。

#### 4. 記号及び注記

- (1) この統計表中、「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は単位未満、「」はマイナスの数値を表している。「」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3 以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 「年間販売額」、「その他の収入額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (3) 統計表の表頭、表側中の「不詳」は、当該項目について調査していないことを表している。なお、「従業者 1 人当たり年間販売額」は従業者のいる商店について、「売場面積 1 m<sup>2</sup>当たり年間販売額」は売場面積を持つ商店について、それぞれ算出している。

別表「業態分類表」

区 分	セルフ方式 (注1)	取扱商品	売場面積	営業時間	備 考
1.百貨店					(注) 「541百貨店」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、それぞれが小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある商店であって、従業者が50人以上の商店をいい、ここでは「1.百貨店」及び「2.総合スーパー」がこれに当たる。
1大型百貨店	×		3,000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡以上)		
2その他の百貨店			3,000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡未満)		
2.総合スーパー					
1大型総合スーパー			3,000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡以上)		
2中型総合スーパー			3,000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6,000㎡未満)		
3.専門スーパー					
1衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上		
2食料品スーパー		食が70%以上			
3住関連スーパー		住が70%以上			
4.コンビニエンス・ストア		飲食料品を取り扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	
うち終日営業店				終日営業	
5.その他のスーパー					2,3,4 以外のセルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					
6.専門店					
1衣料品専門店	×	551,552,553,554,559のいずれかが90%以上			
2食料品専門店		562,563,564,565,566,567,568,56A,56B,56C,のいずれかが90%以上			
3住関連専門店		57A,57B,57C,572,581,582,583,584,589,591,592,593,594,595,596,597,598,59D,59Eのいずれかが90%以上			
7.中心店					6に該当する小売店を除く
1衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2食料品中心店		食が50%以上			
3住関連中心店		住が50%以上			
8.その他の小売店	×				1,6,7 以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店(注2)					

(注1) セルフ方式店とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している商店をいう。

(注2) 「各種商品取扱店」とは「549 その他の各種商品小売業」に格付けされた小売商店であって、「5.その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している商店、「8.その他の商店」はセルフサービス方式を採用していない商店をいう。

なお「549 その他の各種商品小売業」とは、衣・食・住にわたる商品を小売りし、そのいずれもが小売販売額の50%に満たない商店であって、従業者が50人未満の商店をいう。

## その他の注意事項

### 1. 前回は（増減率）

平成 11 年商業統計調査は、全国すべての事業所・企業を対象とした総務庁所管の「事業所・企業統計調査」との同時調査（調査票は両調査共通の簡易な様式）で実施し、対象事業所の捕そくを行った。また、平成 11 年調査は簡易調査であり、産業を格付けるための商品分類を、従来の 5 桁分類から 3 桁分類へと大括りにしている。

前回は又は増減率（11 年 / 9 年）については、平成 9 年結果を平成 11 年分類で組み替えるなど時系列を考慮し、算出している

### 2. 掲載値の転載

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「通商産業大臣官房調査統計部 平成 11 年商業統計表（小売業）業態別統計編・大規模小売店舗統計編・立地環境特性別統計編」による旨を明記されたい。

### 3. 刊行物

平成 11 年商業統計調査の業態別統計、大規模小売店舗統計、立地環境特性別統計の集計結果は、「平成 11 年商業統計表（小売業）業態別統計編・大規模小売店舗統計編・立地環境特性別統計編」（発行者は（社）通産統計協会）として刊行する。

### 4. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、下記まで照会されたい。

〒 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

通商産業大臣官房調査統計部商工統計課

電話（03）3501-9945、9929（ダイヤルイン）

本統計表は再生紙を使用しております。

本書に記載されている内容は通商産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用 URL <http://www.miti.go.jp/statistics/index.html>

（平成 13 年 1 月 6 日以降の URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>）